

表 「スタートアップビジネス投資環境最適化行動方案」の概要

<p>目標</p>	<p>台湾のイノベーション創業環境の改善に向けて、当局は「5+2産業イノベーション計画」に加え、新たに「スタートアップ事業投資環境最適化行動方案」を発表。第1段階として2年以内に少なくとも1社のユニコーンビジネスを育成（第2段階として6年以内に少なくとも3社のユニコーンビジネスを育成）。今後5年にわたりスタートアップビジネスが獲得する投資金額を毎年50億台湾ドルずつ増加させ、台湾をアジアのスタートアップ資本集積センターとして発展させる。</p>	
<p>施策の柱</p>	<p>スタートアップのアーリーステージでの資金の充実化</p>	<p>1. エンジェル投資の活発化 (1)「産業創新条例」に基づき、エンジェル投資家に対する租税優遇措置を提供。設立2年未満のスタートアップ企業に投資したエンジェル投資家に対し、最高300万台湾ドルの所得控除を行う。 (2)「創業エンジェル投資方案」を修正し、同一スタートアップビジネスに対する「行政院国家発展基金」(国発基金)の投資金額の上限を現在の500万台湾ドルから1,000万台湾ドルに引き上げる。 2. ベンチャーキャピタルとの協力を強化 (1)国発基金は、海外のトップレベルのベンチャーキャピタルとの協力を積極的に進めるとともに、基金の投資比率制限を緩和。同時に、AI、IoT、AR/VR、バイオ医療などの先端産業への投資を強化。 (2)国発基金の出資上限比率(30%以下)、出資金額の上限(10億台湾ドル)を撤廃。基金による投資額の少なくとも50%を台湾内に登記された企業への投資とする規制を緩和。 (3)有限責任形態のベンチャーキャピタルのスタートアップ企業への投資に対する課税基準を改正。 3. 投融資の利便性の向上 「外国人投資条例」の投資審査手続きを「原則事後報告、例外的に事前認可」に修正し、審査手続きを簡素化。同時にピッチコンテストなどで選出されたスタートアップに対しては、經濟部は融資額の95%に相当する金額の債務保証レターを発行。</p>
	<p>人材の発展および法規の調整</p>	<p>1. 人材の育成と招致 (1)「外国専門人材招致・雇用法」(2018年2月8日施行)に基づき、外国人専門人材の台湾訪問ビザ、就業、居留等の関連規定を緩和。同時に既存の人材マッチングサイト「Contact Taiwan」を、台湾における統一的人材マッチングサイトとしてアップグレード。 (2)東南アジアの学生・人材を台湾へ戦略的に誘致。「5+2イノベーション産業」における外国人専門人材招致制限を緩和。 (3)専門家の人材データベースを構築しスタートアップ企業へのサポート体制を整備。学生によるスタートアップ企業での実習の奨励。 2. 法律・法規環境の整備 (1)「外国専門人材招致雇用法」に加え、「産業創新条例」の改正や「フィンテック発展・創新実験条例」の制定などスタートアップの発展に資する法規の立法化・修正を完了。 (2)スタートアップ企業の税務に関するオンライン専用ページを設け、企業の設立登記、納税、税制面の優遇措置、M&Aなどの関連情報を提供。 3. 「スタートアップ法規強化プラットフォーム」の機能を強化し、スタートアップビジネス実施に際し、法律面での解釈が難しい分野の解決を支援し、スタートアップビジネス実施における法規面の不確実性を排除。</p>
	<p>当局とスタートアップとのパートナーシップ強化</p>	<p>1. 協カルートの多元化 政府調達、ピッチコンテスト、データの開放などの方式を通じ、スタートアップ企業の(政府事業への)参画を奨励。例えば、交通部が推進する高速道路ETCのデータ運用に関するピッチコンテストの開催などを通じ、民間分野の創意を発揮させる。加えて道路、鉄道、航空、海上輸送などの動的なデータを提供し、民間部門のデータ活用を推進。 2. 大企業と中小企業の協力推進 企業のスタートアップビジネスへの投資を支援。企業の2代目によるスタートアップビジネスの継承を支援。台湾内外の企業コンサルタントの資源・指導の導入を通じ、大学・専門学校等でのスタートアップビジネスを育成。</p>
	<p>スタートアップのイグジット段階における多様な選択肢の提供</p>	<p>1. 上場基準の弾力化 電子商取引分野を、株式市場における新たな産業類別に追加。加えて上場条件の多元化を進め、これまで上場が難しかったスタートアップビジネスの資本市場への参入を支援。 2. 企業によるスタートアップの友好的なM&Aの推進 「企業M&A法」の関連規定を見直し、企業によるスタートアップビジネスのM&Aへの意欲向上を目指す。外資によるM&A案件の審査手続きの簡素化・加速化を推進。1,000億台湾ドル規模の「産業創新転換基金」を通じ、民間部門と共同で、の業態の転換やM&A案件に対する投資を行い、台湾の産業構造転換・アップグレードおよび就業機会の創造を推進。</p>
	<p>スタートアップ企業の海外市場への展開</p>	<p>1. 海外資源の導入 (1)海外のアクセラレーターを台湾へ誘致し、毎年100チームの国際的なレベルのスタートアップビジネスを育成。 (2)海外のスタートアップ分野の専門人材の台湾への招聘。華僑や台湾系企業による台湾スタートアップビジネスへの投資を奨励。 2. 事業拡大の支援 (1)20社の台湾のスタートアップビジネスを選定し、海外のアクセラレーターでのトレーニングや米国のCES、欧州のMWCなどの展示会に参加させると共に、現地における情報提供活動やマッチングサービスを提供。 (2)林口にあるユニバーシアード選手村を活用し、国際的なイノベーション拠点を設立。 3. 海外でのマーケティング強化 海外メディアおよび外国企業の台湾駐在員の台湾のスタートアップコミュニティへの訪問やイベントへの参加をアレンジするとともに、台湾のスタートアップイメージが識別できるシステムの設計を研究。</p>

(出所)台湾行政院ウェブサイトを基に作成